

▼表2-4-4-2 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

【環境対策課】

令和5年3月31日現在

対象となる在来鉄道騒音		指針値(等価騒音レベル(LAeq))			備 考
新 線	鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の施工許可を受けて工事を施行する区間を指し、また、上記法律の適用を受ける線路構造が普通鉄道と同様であり、鉄道運転規則が準用される新設線路軌道を走行する列車に適用される。	①	昼間 7時～22時	60dB(A)以下	1.「一層の低減に努める」場合とは、都市計画法に規定する第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域、前記用途地域への指定予定がある地域及びこれと同様の土地利用状況にある地域でかつ列車運転本数が少ない場合など技術的に可能な場合を指す。 2. 指針の適用外 (1)都市計画法に定める工業専用地域、住民の生活が考えられない地域 (2)地下化区間及び新幹線鉄道 (3)分岐機設置区間、防音壁の設置及びロングレール化が困難な区間 (4)事故、自然災害、大晦日等通常とは異なる運行をする場合
			夜間 22時～翌日7時	55dB(A)以下	
大規模改良線	鉄道事業法第12条及び軌道法施行規則第11条による変更認可を受け工事を施行する区間で複線化、道路との立体交差化等の高架化された区間を走行する列車に適用される。	①	昼夜(24時間)において騒音レベルの状況を改良前より改善すること。		

(注1)平成7年12月9日以前に新線及び大規模改良線として工事が許可申請された区間は、指針の適用対象外となる。

(注2)運転本数の増大は、指針の対象とはならないが、本数を「2倍以上」に増大させる場合は「大規模改良」が準用される。

(注3)普通鉄道には、新交通システム・モノレール・ケーブルカー・ミニ新幹線等が含まれる。